

○神奈川大学経済貿易研究所規則

(昭和51年12月14日)
規則第14号)

改正昭和54年3月16日規則第23号
平成11年5月29日規則第59号
平成15年2月6日規程第616号
平成19年3月15日規程第732号
平成27年3月26日規程第1063号

第1条 神奈川大学学則第4条に基づき、神奈川大学に
経済貿易研究所（以下「研究所」という。）をおく。

第2条 研究所は、内外の経済・貿易に関する研究・調
査を行い、かつ、これを発表することを目的とする。

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の
事業を行う。

- (1) 日本及び世界の経済・貿易に関する研究及び調査
- (2) 前号に必要な資料の収集及び整理
- (3) 外部からの依頼による研究・調査及び資料の作成
- (4) 研究及び調査による各種の刊行物の発行
 - ア 研究所年報の発行
 - イ 研究所シリーズの発行
 - ウ その他刊行物の発行
- (5) 研究会・講演会・セミナー及び座談会等の開催
- (6) その他研究所の目的を達成するに必要な事項

第4条 研究所の所員は、本学経済学部の専任教員とし、
必要により専属の所員若干名をおくことができる。

- 2 その他必要と認められる場合は研究所に、特別研究
員、客員研究員をおくことができる。
- 3 特別研究員は、研究所の事業推進に寄与し得る研究
者を育成するためにおくもので、神奈川大学大学院各
研究科博士後期課程を修了した者又は単立取得満期退
学した者のうち、当該研究科委員長及び指導教授の推
薦に基づき、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。
- 4 特別研究員の研究期間は2年とし、再任を妨げない。
- 5 客員研究員は、研究所の事業遂行に必要な協力を得
るためにおくもので、学外（国外を含む。）の大学の
教授、准教授、助教、専任講師又はそれと同等の研究
歴を有すると認められる者のうち、所員会議の審議を
経て、学長が委嘱する。

- 6 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 7 特別研究員及び客員研究員には、所員に準ずる研究
上の便宜が供与される。ただし、予算の執行を伴うも
ので、別に定める取扱いに掲げるものについてはこの
かぎりではない。

8 特別研究員及び客員研究員の申請にあたっては、所
定の申請書を所長に提出しなければならない。

第5条 研究所に所長1名及び常任委員若干名をおく。

第6条 所長は、所務を統轄し、研究所を代表する。

2 所長は、所員の中から所員会議の議に基づき学長が
委嘱する。

3 所長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第7条 常任委員は、所長を助けて研究所の運営にあたる。

2 常任委員は、毎年、所員の中から所長の推薦により
学長が委嘱する。

第8条 研究所に事務職員若干名をおく。

第9条 所長は定期的に、かつ、必要に応じて所員会議
を招集する。

2 所員会議は、事業の運営を審議する。

第10条 研究所の経費は、大学予算をもって支弁する。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日
に終る。

第11条 この規則の改廃は、所員会議の審議を経て行う。

附 則

1 この規則は、昭和51年12月14日から施行し、昭和51
年10月1日から適用する。

2 昭和39年4月1日施行の神奈川大学経済貿易研究所
規則は、廃止する。

附 則 (昭和54年3月16日規則第23号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月29日規則第59号)

この規則は平成11年5月29日から施行し、平成11年4
月1日から適用する。

附 則 (平成15年2月6日規程第616号)

この規則は、平成15年2月6日から施行し、平成14年
12月19日から適用する。

附 則 (平成19年3月15日規程第732号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。